

社団法人宮崎県物産貿易振興センター会員入退会規則

平成21年10月1日制定

(目的)

第1条 この規則は、社団法人宮崎県物産貿易振興センター（以下「センター」という。）定款第7条及び第8条に基づき入退会手続き及び会員入会審査会に関する事項を定めることを目的とする。

(入会申込書等)

第2条 センターへ入会しようとするものは、次に定める書類をセンター事務局へ提出しなければならない。

- (1)入会申込書（別記様式第1号）
- (2)会員になろうとするものが、営業を営むために官公庁より受けた許可書の写し
- (3)誓約書（別記様式第2号）
- (4)その他事務局長が必要と認めるもの

(会員入会審査会)

第3条 入会の申込があつた場合は、すみやかに審査会を開くものとし、定足数及び議決については、センター定款第23条及び第24条の規定を準用する。

2 やむを得ない理由により審査会を開くことができない場合は、持ち回り審査によるものとし、この場合には審査会を開催したものとみなす。

(承認の通知)

第4条 会長は、入会の承認または不承認があつた場合は、入会申込者に対し会員入会審査会の日から起算して、30日以内に入会承認通知書（別記様式3）または入会不承認通知書（別記様式4）により通知するものとする。

2 会長は入会を承認した場合は、承認後初めて開催される総会において報告するものとする。

(退会届)

第5条 センターを退会しようとするものは、退会届（別記様式5）をセンター事務局へ提出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。